

静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの自家用電気工作物の保安管理に関する確認書

- 1 甲は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項の規定により、別表の生涯学習センター等の自家用電気工作物を維持するため、当該自家用電気工作物の維持に必要な措置を行う業務（以下「保安管理業務」という。）を乙に委任する。
- 2 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- 3 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持、及び運用に従事する者に、電気主任技術者とその保安のためにする指示に従うように確約させる。
- 4 甲は、乙が保安管理業務を電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条の 2 に規定する要件に該当する者に委託することを承認する。

別表

事業所の名称	所在地
静岡市女性会館・静岡市葵生涯学習センター複合施設	静岡市葵区東草深町 3 番 18 号
静岡市駿河生涯学習センター・静岡市南部勤労者福祉センター・静岡市小鹿老人福祉センター複合施設	静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
静岡市西部生涯学習センター	静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5
静岡市南部生涯学習センター	静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号
静岡市長田生涯学習センター	静岡市駿河区寺田 131 番地の 1